The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	第一次世界大戦後の中国東北地方における日本人経済団体の動向 ： 奉天商業会議所を中心に
Author(s)	孟, 二壮
Citation	パブリック・ヒストリー. 2020, 17, p. 58-74
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/76013
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

Public History: Journal of History for the Public, 17(2020), pp. 58-74.

研究ノート

第一次世界大戦後の中国東北地方における日本人経済団体の動向

奉天商業会議所を中心に

孟二壮

はじめに

本稿では、第一次世界大戦後の中国東北地方（以下、東北と略称）で、日本経済団体がどのような政治活動を展開したかを、奉天商業会議所（以下、奉天商議と略称）を中心に考察する。奉天商議は、1906 年 12 月に総領事館令に基づいて設立された、中国で初めての日本人商業会議所である。満洲商業会議所連合会（1922 年 5 月第 1 回開催）においても、中核的役割を果たすなど、東北における日本人経済団体において大きな影響力を持っていた。

1920 年代、張作霖は日本の支持を土台に時流に乗り、東北における支配的な勢力となっていた。日本政府も、張作霖を東北での日本の権益維持に利用していた。1920 年代後半から、張作霖政権は軍事行動を拡大する一方、続出する財政・社会問題に対処するため、日本政府に借款と技術的援助の供与を期待していた。しかし、張作霖が日本に抵抗するような行動を見せたために、日本政府は、借款相手である奉天省当局が管轄する地域の財政状況を調査して、張作霖が積極的に利権を獲得するのを妨害した。1926 年から、奉天を中心に排日排貨運動が展開されると、日中の対立は深刻となり、特に東方会議後、日本政府は、張作霖政権に対して強い不信感を抱くようになる。こうした中で、奉天商議は、現地の商業会議所として、奉天票暴落問題・不当課税問題・排日運動にどのように対応したのであろうか。

東北における日本人経済団体については、すでに一定の先行研究がある。

「円ブロック」における日本人商業会議所の活動実態は、木村健二・柳沢遊によって、総論的に検討されている[(1)]。彼らは、各地に展開した日本人経済団体と日本人社会に着目し、居留民の経済活動を論じている。とくに、柳沢遊は、「植民地経験」という視点から、大連社会への日本人商業会議所の進出ならびに営業活動を考察した。日本人中小商人は、長く続いた経営不振を打開しようと、日本政府に要望を出したが、このことが結果的に「満洲事変」を促したとされる[(2)]。また、柳沢は、1920 年代「奉天票暴落」問題や「不当課税」問題の中で、日本人商人を中心とする奉天居留民と軍閥政権との対立が深まり、その状況が張作霖爆殺事件の歴史的

(1)　柳沢遊・木村健二編著『戦時下アジアの日本経済団体』日本経済評論社、2004 年。

(2)　柳沢遊「1920 年代「満州」における日本人中小商人の動向」『土地制度史学』、第 92 号、1981 年 7 月、1-18 頁。

前提となっていたと分析した[3]。そのほかに、塚瀬進は、在奉日本人商人と奉天商業会議所の特徴を考察したうえで、奉天城内における日本人商人の経済状態と満鉄附属地におけるそれには相違点があり、奉天商業会議所が日本政府に出していた請願・陳情の内容は、在奉日本人商人全員に共通した状況ではなかったと分析した[4]。

総じてこれらの研究では、まず、時期を奉天商議の創設期から 1920 年代前半に限って、経済的諸活動を中心に論じている。また、ともに東北地方日本人商業会議所における中小商工業者会員の位置付けを検討している。そして、中小商工業者あるいは満鉄附属地の小売商人の苦情が、日本人商業会議所を通じて、日本政府の強硬な政策を誘発したという構図を描いている。

以上の研究は、東北における日本人商業会議所の位置づけ及び特徴を明らかにするうえで貴重な成果であった。しかし、日露戦争後、日露講和条約に基づいて、旅順・大連を含む遼東半島全域は関東州租借地となっており、租借地の日本人商人の政治的・経済的状況は、満鉄沿線の奉天や長春に拠点を置く日本人商人のそれとは大いに相違していた。したがって大連という租借地の事例を、東北地方における日本人商人の代表的事例として取り上げることは、説得力に欠けている。また、日本帝国主義の軍事侵略を規定した社会経済的な要因を考察する際に、中小商工業者の状況を中心に位置付け、特に、大連における日本の中小商工業者の動向が注目されてきた。だが、商業会議所の方針が日本人の中小商人らの意向を反映していたのかについては疑問が残る。

以下、先行研究をふまえつつ、第一次世界大戦後の奉天商議の活動を検討する。第 1 章では、大戦後の奉天商議の改組、議員構成の分析を行うことで、満鉄 · 官庁との関係を考察する。そのうえで、第 2 章では、1925 年ごろに発生した奉天票暴落問題における奉天商議の行動を、第 3 章では、1926-27 年に発生した不当課税問題・排日運動における奉天商議の行動を検討する。

1　第一次大戦後の奉天商業会議所の改組

奉天商業会議所規則（1906 年 12 月）によると、奉天商議は、奉天全域の日本人商工業者を代表する組織として設立され、その会員の範囲は奉天とその附近に住む帝国臣民に及んだ[5]。第一次大戦前、奉天商議に入会した会員の範囲は総領事館管轄区域内に止まり、満鉄附属地には及んでいない状態であった[6]。

---

(3)　柳沢遊「奉天における『奉天票暴落』問題と『不当課税』問題の展開過程」『経済学研究』、第 24 号、1981 年 12 月、48-59 頁。

(4)　塚瀬進「奉天における日本商人と奉天商業会議所」波形昭一編著『近代アジアの日本人経済団体』同文舘、1997 年、115-132 頁。

(5)　「奉天商業会議所規則」、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B10074314500(0186 画像目) 本邦商業会議所関係雑件 / 在支ノ部 (外務省外交史料館所蔵)　https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B10074314600?IS_KIND=summary_normal&IS_STYLE=default&IS_TAG_S1=iFi&IS_KEY_S1=F2010073014460664485&（2019 年 7 月 1 日閲覧）

(6)　「奉天在留本邦人の経済状況」外務省通商局編『通商彙纂』、第 42 巻、1909 年 9 月、34 頁。

しかし、第一次大戦を契機として、奉天の満鉄附属地が拡張してゆくと、奉天の日本人の人口と企業数は急速に増加した。「概論的に言って、満洲における邦人経済勢力は我国の政治勢力伸展に正比例し、荊棘の道ではあったが、一路膨張強化の過程を辿って来たのである」[7]。1917 年 4 月、総領事館・満鉄地方業務所・奉天商議の三者が意見交換した後、同年 12 月、外務大臣の認可の下、総領事館管内と満鉄附属地を管轄できるよう、奉天商議を改組することが決定した[8]。改組によって、奉天商議は社団法人[9]になり、会員規模と影響力を大幅に増大させることができた。

しかし、それと同時に、社団法人となったことで、奉天商議は「外務省令」（1910 年 7 月 15 日）の規定に従うこととなった。「外務省令」に見られるように、奉天商議は総領事館と密接な関係を保ちながらも、同時に総領事から検査や監督を受けていた[10]。その関係は、1917 年 12 月に奉天商議が新たに作成した「奉天商業会議所定款」にもみられる。そこには、「商工業に関する事項に関し官庁の諮問に応ずること」（第 5 条 3 項）、「官庁の命に依り商工業に関する鑑定人又は参考人を推薦すること」（第 5 条 6 項）といった、日本の東北現地当局（主に総領事館及び関東都督府）が奉天商業会議所を指導・監督する条項と同時に、「商工業に関する意見を官庁に開申し及商工業の利害に関する意見を表示すること」（第 5 条 2 項）といった、奉天商業会議所が積極的に日本の東北現地当局に接近するような条項も含まれていた[11]。

このように、「奉天商業会議所定款」と「外務省令」の規定から、奉天商議は民間経済団体でありながらも、その業務決議に官庁側、特に総領事館の意見が多分に反映されていたことが分かる。以下、改組後の奉天商議における経費と議員構成の側面から、奉天商議と日本の東北現地当局の間に、どのような関係があったの考察したい。

(1)　奉天商議の経費

改組後の奉天商議は補助金下附請願を関東都督府[12]及び満鉄に提出し、毎年 2,000 円の補助金

---

(7)　南満洲鉄道株式会社総裁室地方部残務整理委員会編『満鉄附属地経営沿革全史』龍渓書舎 (上巻)、1977 年、1265 頁。

(8)　奉天商業会議所編『奉天経済二十年誌』奉天商業会議所出版社、1927 年、522 頁。

(9)　「公益社団法人奉天商業会議所設立許可の件」、JACAR(アジア歴史資料センター)：本邦商業会議所関係雑件 / 在支ノ部 (外務省外交史料館所蔵)　https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B10074314600?IS_KIND=summary_normal&IS_STYLE=default&IS_TAG_S1=iFi&IS_KEY_S1=F2010073014460664485&（2019 年 7 月 1 日閲覧）

(10)　「奉天商業会議所定款」、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B10074314600(0270 画像目) 本邦商業会議所関係雑件 / 在支ノ部 (外務省外交史料館所蔵)　https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B10074314600?IS_KIND=summary_normal&IS_STYLE=default&IS_TAG_S1=iFi&IS_KEY_S1=F2010073014460664485&（2019 年 7 月 1 日閲覧）

(11)　「奉天商業会議所定款」、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B10074314600(0270 画像目) 本邦商業会議所関係雑件 / 在支ノ部 (外務省外交史料館所蔵)　https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B10074314600?IS_KIND=summary_normal&IS_STYLE=default&IS_TAG_S1=iFi&IS_KEY_S1=F2010073014460664485&（2019 年 7 月 1 日閲覧）

(12)　1919（大正 8）年 4 月の勅令第 94 号で関東都督府は廃止され、関東庁と関東軍に分立した。

を受けた。1917年6月から、奉天商議の業務は継続的に拡大され、資金の総額は急激に増加した。特に満鉄会社からの補助金の額は増加し続け、1922年度には4,000円、1924年度には5,000円に増額され、1928年には16,000円に達した（表1）。それらの資金は主に東北における農商工業や経済に関する調査に対して使用された。

補助金を受けるには、奉天商議は外務大臣の「命令書」を受け入れる必要があった。そこには、奉天商議はまず外務大臣の命令に基づいて補助金を受け、業務及び調査に関する報告を総領事に提出することが定められており、奉天商議にとって、総領事の指令・命令は一定の強制力を持っていた。(13)

項目 / 年度	会費及び雑収入	補助金		計
		関東庁補助金	満鉄会社補助金	
1916年	5351	×	×	5351
1917年	7066	2000	2000	11066
1919年	19841	2000	2000	23841
1922年	28024	2000	4000	34024
1925年	26360	2000	5000	33360
1928年	28180	2000	16000	46180

表1　奉天商業会議所の経費収入決算表（単位：円）

出典：「資産総額表」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B10074314600(0276画像目、0277画像目) 本邦商業会議所関係雑件 / 在支ノ部 (外務省外交史料館所蔵)；「大正八年度経費収支決算」奉天商業会議所編『大正八年奉天商業会議所業務報告』、42頁；「奉天商業会議所歳出入予算決算表」奉天商業会議所編『奉天経済二十年誌』奉天商業会議所、1927年、523-524頁；「大正十四年度奉天商業会議所経費収支決算」奉天商業会議所編『奉天商業会議所月報』（162号）、14頁；「昭和三年度奉天商業会議所経費収支決算」奉天商業会議所編『昭和三年度奉天商業会議所業務報告』、42頁より作成。

（2）　議員構成

「奉天商業会議所定款」（1917年12月）の施行により、奉天商議の会議は定期総会および議員会に分けられた。定期総会は奉天商議の最高決議機関として位置づけられ、全員出席が義務付けられた。しかし、定期総会は年に一度だけの開催であったので、奉天商議の業務は主に議員会で決議された。(14)

改組後、奉天商議は総領事館の指令により、常議員の定員を15名から30名に増員させた。1919年における常議員の構成を概観すると、次の3つのことが分かる（表2）。第1に、奉天商議議員は商業に従事する者が約半分を占めて、その中に、小売商店を中心とする小売商が6人いる。第2に、日本国内大手企業の奉天出張所（支店）及び銀行・金融業に従事する者が多

(13)　「外務大臣の命令書」、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B10074314600(0272画像目) 在外邦人商業 (商工) 会議所関係雑件 / 奉天商工会議所 (外務省外交史料館所蔵)　https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B08061545900?IS_KIND=summary_normal&IS_STYLE=default&IS_TAG_S1=iFi&IS_KEY_S1=F2008082211582385154&（2019年7月1日閲覧）

(14)　奉天商工会議所編『奉天経済三十年史』奉天商工会議所、1940年、570-571頁。

1919年		1928年	
氏名	職業	氏名	職業
石田武亥	金融業（奉天倉庫金融会社）	頓宮張一	両替業
峰八十一	雑貨卸小売商及貸家業	林與七	薬種売薬及両替業
上田久衛	雑貨卸小売商	石田武亥	金融業（奉天倉庫金融会社）
勝弘貞次郎	農業及精米業	菅原憲亮	貿易商
杉浦和助	鉱業（満洲採炭会社）	館彦作	綿糸布商（井上商事会社出張所）
向野堅一（副会頭）	金融業（茂林洋行）	原田孝七	金融業（奉天取引所信托会社）
吉田一	医師	向野堅一	金融業（茂林洋行）
笹部杉一	石炭販売業	加藤佐太郎	洋服
手塚安彦	特産物貿易業（小寺洋行出張所）	吉川康	土木建築請負業
志倉光継	製糖業（南満洲製糖会社）	三谷末治郎（副会頭）	奉天醤園株式会社
古畑吾助	食料品及氷卸業	松永主馬大郎	自転車販売
中村準輔（副会頭）	金融業（三井物産会社）	峰節翁	土木建物（奉天土地建物会社）
古市寅太郎	銅鉄毛皮貿易商	森川荘吉	鉄工業（大連機械製作会社）
田實優	旅館業	高橋健	金融業（東省実業会社）
松井小右工門	特産物貿易業	志和俊陽	石炭商
笹岡一實	拓殖金融業（東洋拓殖会社支店）	先川喜太郎	銀行業（満洲銀行支店）
小西春雄（会頭）	金融業（朝鮮銀行）	松尾清七	薬種売薬商
庵谷忱	石炭販売業	塩尻彌太郎	食料品雑貨商
三浦梅太郎	材木商	石井芳	機械金物商
余村松これ助	和洋紙卸商、小売商	手塚安彦	特産物貿易業（満洲取引所）
原田丑一	特産物貿易業	多久島季猛	金融業
西尾一五郎	雑貨卸、小売商	松尾八百蔵	特産物貿易業
佐伯直平	綿糸布蝋燭輸入卸商	入江英一郎	呉服
清水幸司	銀行業（安東銀行支店）	上田利一	雑貨貿易商
藤田九一郎	機械金具商	西尾一五郎	雑貨貿易商
河野栄	食料、小売商	吉田繁治郎	雑貨貿易商
増田長吉	電器薬商、小売商	富村順一（副会頭）	土木建物売買（満洲土地建物会社）
石塚英二	銀行業（正隆銀行支店）	庵谷忱（会頭）	石炭販売業
西宮房次郎	農業	光吉利一	綿糸布商（東洋綿花会社）
本郷栄	銀行業	遠藤真一	綿糸布商（満蒙毛織会社）

表 2　奉天商業会議所の議員構成

出典：「奉天商業会議所議員」奉天商業会議所編『大正八年奉天商業会議所業務報告』、31 頁；「奉天商業会議所議員」奉天商業会議所編『昭和三年奉天商業会議所業務報告』、29 頁より作成。

数（11 人）を占めており、その中でも、小西春雄（朝鮮銀行支店）、中村準補（三井物産出張所）、向野堅一（茂林洋行）の三人は奉天商議の正副会頭に就任し、常議会で支配的な地位にある。第 3 に、奉天に本店をもつ商工業者の影響力は強くないことがわかる。

つぎに、1928 年における常議員構成を 1919 年と比較すると、次の 2 つのことが分かる。第 1 に、商業に従事する者がさらに増えて、奉天に本店をもつ商工業者の勢力が増加した。また、対日貿易に関係する商工業者も選出されていた。しかし、小売商店を中心とする商人が減少した。第 2 に、石田武亥、西尾一五郎、向野堅一、庵谷忱の四人は継続して議員に選出され、奉天商議で重要な地位を占めていた。彼らは、日本の東北現地当局と密接な関係を持っていた。たとえば石田武亥は、1913 年には奉天総領事館より奉天行政委員に選任されたが、その後 1915 年

から 1937 年まで、継続的に奉天商議議員の地位にあった。彼は満洲事変の功績により勲章を受け、東北の経済界において多大な影響力を持っていた。[15] また、向野堅一は、東北における経済界の指導者として、日本軍と強固な関係を築いていた。[16]

また 1926 年から、会頭の推薦により選出される、若干名の特別議員が新設された。特別議員は、奉天商議の顧問として、奉天商議の重要業務に関し助言する役割を担っていた。特別議員の構成を見ると、特別議員は主に官庁と満鉄の職員及び大手企業の奉天支店長で構成されていた（表 3）。このことからも、官庁及び満鉄側の見解が奉天商議の決議で重要な位置を占めていたことがわかる。

以上のように、第一次大戦後の奉天商議の決議および業務については、中小商工業者の影響力は弱く、一方で日本国内の大手企業の奉天出張所（支店）及び銀行・金融業に従事する者、特に官庁と密接な関係を持つ商工業者が、重要な位置を占めていたと言える。

氏名	職業	氏名	職業
内田五郎	奉天総領事館領事	小田信治	東洋拓殖会社奉天支店長
野原正雄	奉天郵便局長	鎌田弥助	満鉄会社奉天公所長
鈴木二郎	満鉄会社奉天業務所所長	守田福松	奉天居留民会長
高橋清一	奉天取引所長	末光源蔵	満鉄地方委員議長
弥永茂太郎	満洲電気会社奉天支店長	藤田九一郎	南満倉庫会社社長
右近末郎	朝鮮銀行奉天支店長	中山東一郎	奉天製麻会社専務取締役
山本純吉	横浜生金銀行奉天支店長	吉植庄三	東亜勧業会社専務取締役

表 3　1928 年の奉天商議特別議員

出典：「奉天商業会議所特別議員」奉天商業会議所編『昭和三年奉天商業会議所業務報告』、30-31 頁より作成。

小括

第一次世界大戦後、奉天における満鉄附属地が拡張するにしたがって、総領事館・関東庁・満鉄会社の援助を受け、奉天商議は改組された。改組後、関東庁ならびに満鉄会社は毎年、奉天商議に補助金を下附した。このため奉天商議にとって、総領事の指令は一定の強制力を持っていた。奉天商議の業務権限についても、総領事館と密接な関係を保っていたために、総領事から監査や監督を受けていた。

議員構成から見ると、奉天商議における中小商工業者の影響力は弱かった。一方、日本国内の大手企業の奉天出張所及び銀行・金融業に従事する者、特に官庁と密接な関係を持っていた商工業者の影響力が優位にあり、官庁側、特に総領事の意見が業務決議に反映されやすい状況にあった。したがって、奉天商議は、民間経済団体でありながら、日本政府と密接な関係を持つ団体であったといえよう。

(15)　「石田武亥位記追賜の件」、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A12090358800　叙位裁可書・昭和十八年・叙位巻四十四・臨時叙位　（外務省外交史料館所蔵）　https://www.digital.archives.go.jp/das/image/M0000000000000037553I（2019 年 7 月 1 日閲覧）

(16)　向野康江「向野堅一 (1868 ～ 1931) の経済活動―日清貿易模索から奉天実業界形成への道程 / 向野書簡を中心にして」、北九州市立大学、2016 年、博士論文。

次章では、第一次大戦後の奉天票暴落問題と「排日」問題における奉天商議の活動という側面から、東北における日本人経済団体の動向を見てゆく。

2　奉天票暴落問題における奉天商議

奉天票とは、主として奉天省内に流通している紙幣を総称するもので、厳密には奉天省当局の機関銀行であった東三省官の銀行券、および中国・交通両銀行の奉天支店が発行した銀行券を指す[17]。この奉天票は、同省内における通貨の統一などを目的として、1920 年代後半より増発が続けられた[18]。

1925 年末に奉天票の価格は暴落し始め、1926 年に入りさらに下落した[19]。この影響は、中国のみならず日本人商人にもおよび、日中間の貿易摩擦を生じさせるとともに、その原因をめぐって日中間の対立が深まった。奉天票問題は単純な通貨問題にとどまらず、日中間の外交問題に発展した[20]。

(1)　日中対立

奉天票暴落の原因と対策に関して、日中の見解は対立した。1925 年末、奉天当局は「暴落の最大原因は附属地取引所における、奸商の人為的相場変動だろうと信ずる[21]」とし、日本側の奉天取引所における投機活動が奉天票の相場を不当に下落させたと主張した。一方で日本側は、「暴落の根本原因は要するに張作霖氏の軍事的行動に帰着するものである[22]」とし、郭松齢事件が解決し、奉天省における戦局が一段落したにも関わらず、張作霖政権が軍事的優位の保持及び戦費調達のために奉天票を濫発したことが暴落の原因であると主張した。

そして問題へのひとまずの対策として、奉天当局は、「(1) 官銀号中国銀行交通銀行両支店ノ共同ヲ以テ官銀号内ニ公共匯兌所ヲ設立。(2) 官銀号一日二十万元ヲ限度トシテ現大洋ノ売出ヲ為サシム。(3) 奸商ノ取締ヲ厳重ニスルコト[23]」という方針の下、金融の場を混乱させたとい

---

(17)　奉天票は設立された奉天官銀号 (1905 年) が初めて発行したもので、その後、東三省官銀号 (1909 年改名) のみならず奉天の中国銀行、交通銀行、興業銀行、殖辺銀行、黒龍江官銀号支店等も発行権を得たが、この頃は小洋銭を基礎とする允換券であった。1924 年、東三省官銀号、興業銀行及び東三省銀行が合併され、奉天省中央銀行たる東三省官銀号が確立し、幣制改革を実行した結果、匯兌券と銅元票 (補助貨として) のみが流通することになり、小洋票、大洋票は回収されてしまった 。その後市場に流通されている匯兌券は奉天票の実体であった 。南満州鉄道株式会社庶務部調査課編『満州に於ける通貨及金融の概要』南満洲鉄道、1928 年、8 頁。

(18)　三菱合資会社編『奉天票に就て』三菱資料課、1926 年、2 頁。

(19)　郭志華「1920 年代後半東三省における「奉天票問題」と奉天軍閥の通貨政策の転換」『アジア経済』、52 号、2011 年 8 月、24 頁 ; 篠崎嘉郎『満洲金融及財界の現状』（上巻）大阪屋號書店、1927 年、227 頁。

(20)　村田真昭「奉天票暴落問題と日本」『国学院雑誌』、97 号、1996 年、21 頁。

(21)　南満洲鉄道株式会社調査課編『奉天票と東三省の金融』満蒙文化協会、1926 年、197 頁。

(22)　「奉票問題に対する日本側の方針」外務省編『日本外交文書』（大正 15 年第 2 冊上巻）外務省、1985 年、693 頁。

(23)　「奉天票下落並ビニ中国側の対策ニ関スル件」外務省編『日本外交文書』（大正 15 年第 2 冊上巻）外務省、1985 年、633 頁。

う罪状で日本側の取引所の投機業者を逮捕した。[24]

また、問題に対する根本的な解決策としては、「(1) 財政の整理、幣制の統一を断行し鞏固なる兌換制度を確立せしむること、(2) 匯兌券の回収をして代ふるに大洋兌換券を以てし根本的金融政策の樹立を計ること、(3) 満洲政府の幣制改善は到底期待し得ざるを以て寧ろ日本側に於て之に代位すべき通貨を提供し不安なる奉票を市場より駆逐すること」[25]の 3 つを日本政府が打ち出した。日本政府は、奉天票の下落をきっかけに、張作霖政権に対し、奉天票救済の借款及び技術的援助を供与したうえで、借款の代償として奉天省当局の管轄地の財政状況を調査しており、積極的な利権の獲得に動いていた。[26]

以上のように、奉天票問題に対して、中国側と日本側は根本的に異なる見解を持っていた。奉天当局は、戦費調達のためではなく、奉天省内の通貨統一のために奉天票の増発を行っていた。奉天票暴落については、商人の不法な投機活動が原因であるとの見解を示し、金融仲買人等の不法行為を厳重に取り締まる方針を採用した。

それに対して、日本側は、むしろ奉天軍閥の戦費調達のために奉天票を増発したことが、奉天票暴落の原因であるとの見解を示した。日本側は奉天当局に対し、奉天票の価値を維持するよりも、むしろ兌換制度を導入し、根本的な金融政策を行うよう要求した。同時に、東北地方における財政状況を調査し、利権を獲得しようと計画した。

奉天省当局は日本の解決提案を受け入れなかった。強硬な措置をとった結果、次第に日本側、特に東北における日本人商人及び日本政府の一部から不満の声が上がり、やがては強硬な対満蒙政策が望まれるに至った。

1925 年代後半以降、奉天商議は、東北における日本人商人の中心的団体として、奉天票暴落問題を解決するために、積極的な活動を行った。次節では、1926 年の奉天票暴落期における奉天商議の動向を考察したい。

(2) 奉天票暴落問題と奉天商業会議所

1925 年末から、奉天商議は総領事の指令を受け、奉天票暴落問題と東北における経済状況に関する調査を行い、その調査結果を『奉天商業会議所月報』1926 年 5 月号、6 月号に公表した。その中で奉天商議は、奉天票の種類や経緯を紹介し 、さらに奉天票暴落の原因と影響、およびその対策を述べた 。暴落の根本的な原因としては、奉天情勢の変動や奉天票の濫発などが挙げられ、特に奉天軍閥の軍費拡張による財政困難により、紙幣増発が行われたことが最たる原因として強調された。[27] また、奉天商議と総領事はこの件について共通の見解を持っていることも述べられていた。

(24) 「奉天票惨落の経緯」奉天商業会議所編『奉天商業会議所月報』、164 号、1926 年 8 月、6-7 頁。

(25) 関口一郎編『奉天票崩落の状勢と其対策』新日本同盟、1940 年、50 頁。

(26) 「満蒙に於ける政情の安定並懸案解決に関する件」外務省編『日本外交文書』(昭和 2 ~ 6 年第 2 部第 1 巻) 外務省、1988 年、43 頁。

(27) 「奉天票惨落の影響」奉天商業会議所編『奉天商業会議所月報』、162 号、1926 年 6 月、3 頁。

1926年5月25日、奉天商議は議員会を開催し、奉天票問題に関する実行委員会を設立した。実行委員会のメンバーには、奉天商議会頭・庵谷忱を中心とする議員11名、特別議員3名が選出され、問題の対策について議論を行った。この委員会の中では、特別代表を選出したうえで、張作霖にこの問題の解決に関する要望書を提出するという内容の議案が決議された。そして、張作霖に奉天票問題に関する警告的請願書を提出した。その請願書は、「此際速かに根本的金融政策を樹立し貨幣整理統一の為最善の方途を講せられん事を望む」[28]のように、貨幣制度の改善を目的として、奉天票暴落問題に善処することを要求したものであった。26日、実行委員会のメンバーは総額事館を訪れ、総領事と会見した。実行委員らは「我々の行動が若し総領事の方針に反するが如き事ありては面白からざるにより御意見を伺ひたし」[29]と表明し、奉天商議の行動が総領事の方針と一致するものであるかの確認を行った。

5月29日、奉天商議実行委員会は、総領事の指示の下、奉天省長及び奉天総参謀を訪問した。実行委員は、「奉票大暴落は日支両国商民に甚大の打撃を與へてゐる、特に日本側貿易界の蒙る損害甚大なるものあるを以て」[30]、「奉天票暴落は貴国商民の困憊のみならず弊国人もより以上の困難を感じ居れる次第なるを以てぜひ貴国側と協力し票価維持に努め度」[31]と、奉天省長に表明した。これに加え、奉天商議は、「奉票暴落原因の一つなる連続的行動によって多額の戦費を要するがためこれが必要に迫られて奉票の濫発となり、究極するところ奉天軍の戦争継続が財政の疲弊奉天票暴落の主因である」[32]と述べた。奉天商議実行委員の質問に対し、奉天省長及び奉天総参謀は詳細に回答した。しかし、双方の見解が食い違い、合意に至らなかった。

奉天商議は日本政府の対満政策に対し、次のように意見を上申した。「故に将来の根本策確立に就ては、先づ吾政府対満政策の改善即ち東三省首脳者中心主義を改め、統治者の何人たるに論なく満洲其のものを基調にする対満政策の確立を要望することに意見一致を見たり」[33]。奉天商議は奉天票暴落期に日本政府の対満政策に対して強硬論を唱えた。

奉天票暴落問題に対して、東北における各地の日本人経済団体は積極的に対応した。奉天商議は、日本側経済団体に影響力をもっていたことから、会頭・庵谷忱は満洲商業会議所連合会の会長に選任された。8月20日、奉天商議の主導で、在奉天商工団体と各機関が集う連合協議会が開催された。この協議会でも、奉天票暴落問題に対する奉天省当局の対応策を批判したうえで、日本政府に満蒙問題の根本的な解決がかなう政策の実現を要望した[34]。10月23日、奉天票問題を主題として、満洲商業会議所連合会が奉天商業会議所で開催され、その決議内容を

(28) 「奉天票にかんする奉天商業会議所代表の張作霖宛要望書及び奉天側要路との談話要領送付の件」外務省編『日本外交文書』（大正15年第2冊上巻）外務省、1985年、577頁。
(29) 南満洲鉄道株式会社調査課編『奉天票と東三省の金融』満蒙文化協会、1926年、195頁。
(30) 南満洲鉄道株式会社調査課編『奉天票と東三省の金融』満蒙文化協会、1926年、196頁。
(31) 「奉天票に関する談話要領」外務省編『日本外交文書』（大正15年第2冊上巻）外務省、1985年、578頁。
(32) 南満洲鉄道株式会社調査課編『奉天票と東三省の金融』満蒙文化協会、1926年、199頁。
(33) 「奉票暴落に付き会議所の対策」奉天商業会議所編『奉天商工月報』、第162号、1926年6月、14頁。
(34) 「奉天票暴落に関する中国官憲の行為に対し政府の根本的対満蒙政策樹立方切望の件」外務省編『日本外交文書』（大正15年第2冊上巻）外務省、1985年、650頁。

下記のように日本政府へ通達した。

第一、我金融機関の発行に係る金銀券の南北満洲における使用及交換の自由を保障せしむること。

第二、我が取引所の取引に影響を及ぼすべき何等直接間接の制限圧迫を加へざること。

第三、通商貿易及び殖産工業其他一般邦人に関係ある交渉案件は此際誠意を以て迅速に解決せしむること。(35)

満洲商業会議所連合会が奉天省当局の対応に、不満を示していたことがうかがえる。更に奉天商議は、総領事、満鉄社長、関東長官、関東軍司令官などを歴訪し、対満政策に関する陳情を行った。(36)

奉天票暴落問題をめぐる日中間の緊迫した対立は、1926 年 9 月に至り、ようやく緩和された。その原因として、次の 2 点を指摘できる。第 1 に、奉天軍閥が通貨管理技術を向上させたことで、農産物市場の国際的な好況が訪れ、5 月から奉天票の相場には大きな崩れがなかったこと、(37) 第 2 に、日本側、特に奉天総領事館の指導の下で、奉天商議を中心とする経済団体は奉天側に強硬な態度をとり、そこに一定の成果があったことが挙げられる。奉天政権は、圧力を加えられても、日本側の抜本的改革案のすべてを受け入れることはなかったが、「保境安民」という建議に対しては賛成を表明し、奉天省当局による投機商逮捕政策を緩和させた。(38) こうして奉天票暴落問題をめぐる対立は一時改善されたが、奉天票の下落自体は依然として続いていた。

小括

以上、1920 年代の奉天票暴落問題を中心に、奉天商議の動向を考察した。暴落の原因は、奉天軍閥が戦費調達のために奉天票を濫発したことであると日本政府は主張し、奉天省当局に兌換制度と金融制度の抜本的な改革を要求した。同時に、張作霖政権を援助することで東北の権益を確保しようと努めていた。そうした日本政府の方針に対して、奉天商議は積極的な活動を展開した。

奉天商議は奉天票問題に関する調査を行い、奉天在住の日本人商人の意見を集約した。その結果は、日本政府に請願や陳情の形で提出された。奉天商議は、同時に、奉天省当局と会談して抗議も行っている。奉天商議は、東北の日本人商人の中心的経済団体として、総領事・満鉄社長・関東長官・関東軍司令官などを歴訪し、奉天省当局に圧力をかけるよう求めた。さらに、奉天商議の会頭・庵谷忱が、満洲商議連合会の会頭に選出され、奉天省当局への抗議は東北中

(35) 「奉票問題で満洲会議所連合会：決議を直ちに当局へ」『国民新聞』、1926 年 10 月 26 日。

(36) 奉天商業会議所編『奉天経済二十年誌』奉天商業会議所、1927 年、841 頁。

(37) 郭志華「1920 年代後半東三省における「奉天票問題」と奉天軍閥の通貨政策の転換」『アジア経済』、52 号、2011 年 8 月、25 頁。

(38) 「日本側警告に対する支那側の意向」外務省編『日本外交文書』(大正 15 年第 2 冊上巻)外務省、1985 年、696 頁。

に広がった。

奉天省当局は、奉天票問題について根本的に異なる見解を持っており、日本の解決策を受け入れなかった。満洲商議連合会や官庁の一部からも、強硬な対満蒙政策が求められるようになった。日中対立は次第に深刻化し、奉天票問題は単純な通貨問題にとどまらず、日中間の外交問題に発展した。

3　不当課税問題・排日排貨運動

(1)　不当課税問題

1926 年、奉天票暴落問題は多少落ち着きつつあったが、突如、専照単問題が発生した。[39]「11 月 1 日以後、専照を領得するものは商埠地点を明記し、一城一県と云ふが如き紛はしき総称を用ふるを得ず、若又商埠地に非ざる区域に搬入するものは一切無効とすること」[40]と、それまで東北で適応されていた専照単制度の廃止が通告された。1927 年 1 月 9 日に専照単制度が廃止され、それに伴い満鉄附属地から搬入された貨物には、免重徴執照が発給されるようになった。[41]

奉天省当局は「専照単は元試辨に属し、他日支障ある場合は、便宜変更することを得べきものとす、現に奉天は交通便利にして商賈争って相集り若し如斯漏税する場合は国税を損失すること莫大なり」[42]と、廃止の理由を説明した。

日本人商人の判断では、この布告は、窮乏した奉天財政の緩和を目的に課税範囲を拡大する不当課税であるとみなされた。[43]日本人商人は、奉天省当局の布告を断固拒否し、ただちに総領事に奉天省当局との交渉を要請した。

専照単廃止布告後、奉天商議は、城内の各商人に対して訪問調査を行い、専照単廃止問題が日本人商人の取引状況に甚大な打撃を与えると判断した。[44] 1926 年 10 月 27 日、奉天商議は議員会を開き、専照単廃止問題に対し、奉天総領事館と外務大臣に、以下の協議を要請した。

---

(39)　専照単制度とは、外国商品、あるいは沿岸貿易税を納付した中国商品に対する二重課税を防ぐ制度である。これらの商品は、天津・安東・大連等の海関で一度、輸入税を納付すれば、それを証明する「専照単」が貼り付けられ、奉天・長春といった東三省内の開放市場に搬入する際には、地方税の納付が免除された。南満州鉄道株式会社庶務部調査課編『満州に於ける支那の特殊関税制度』、1928 年、121 頁。

(40)　「突発せる専照単問題に就いて」奉天商業会議所編『奉天商工月報』、第 166 号、1926 年 10 月、1 頁。

(41)　奉天商業会議所編『満洲経済調査彙纂』(第 2 集) 奉天商業会議所、1927 年、76 頁。

(42)　奉天商業会議所編『奉天経済二十年誌』奉天商業会議所、1927 年、417 頁。

(43)　南満州鉄道株式会社庶務部調査課編『満州に於ける支那の特殊関税制度』、1928 年、149 頁。

(44)　「専照章程廃止問題ニ関スル新聞記事」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B09040724900(0400) 画像目) 通商ニ関スル諸証明関係雑件 / 専照単関係 (外務省外交史料館所蔵)　https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B09040724900?IS_KIND=SimpleSummary&IS_STYLE=default&IS_TAG_S1=InD&IS_KEY_S1=%E5%B0%82%E7%85%A7%E7%AB%A0%E7%A8%8B%E5%BB%83%E6%AD%A2%E5%95%8F%E9%A1%8C%E3%83%8B%E9%96%A2%E3%82%B9%E3%83%AB%E6%96%B0%E8%81%9E%E8%A8%98%E4%BA%8B&（2019 年 9 月 1 日閲覧）

一、海関監督の布告を撤廃せしむること。

二、若し実施するとせば相当期間実施を延期せしむること[45]

30 日、奉天総領事は、奉天省長と会見し、厳重な抗議を表明した。総領事の抗議に対し、31 日、奉天省長は「専照単は延期し来年度より実行する[46]」と回答した。しかし、奉天商議はこれで満足せず、布告の完全撤廃を望んだ。11 月、奉天商議議員会は「近年満洲の経済社会は、頻々たる支那側の軍事的行動に禍ひされ、我が商工業者に甚大な打撃を與へつつある[47]」という理由で、『奉天経済旬報』と『満洲経済調査彙纂』といった調査報告書の作成を決議した。奉天商議の情報調査は、奉天及び中国東北における経済情報誌で詳細に報道され、同時に、調査の結果が総領事館に資料として提供された。

1927 年 1 月 12 日、奉天税捐徴収局は、「16 日より、専照単制度を廃止、代ふるに免重徴執照を発給する」と通告した[48]。これに対し、日本側各商工業者は繰り返し抗議活動を行った。1 月 14 日、奉天商議は「支那官憲の布告せる免重徴専照単制度は、商埠地の地域を制限せんとする変形的手段に外ならざるを以て、更に支那官憲へ厳重交渉方依頼をせり[49]」という請願書を総領事に提出した。

1 月 31 日には、奉天総領事が奉天省長と会見し、専照単制度廃止の布告に対し、厳重に抗議している。奉天総領事の強硬な態度と奉天商議の厳重な抗議とにより、奉天省当局は譲歩を迫られた。2 月 7 日、奉天省長は奉天総領事に「専照単廃止は無期延期する[50]」と申し出た。しかし、奉天税捐徴収局は、三分三厘の銷場税を徴収し続けたため、奉天商議から総領事館に対する不当課税絶対反対の請願は継続し、日中間の緊張が緩和することはなかった。3 月 26 日、奉天商議は議員会を開き、不当課税に関し、奉天総領事と外務大臣に再建議を行い、張作霖政権に対する日本人商人の不満を伝えた[51]。その建議文には、「将来を窺ふに、如何に我れにして支那官憲の反省を求むると雖も、単に一片の抗議を繰返すのみては其の効果を奏すること至難に属せり」と記されており、奉天商議が、抗議だけではなく、より強硬な手段を主張していたことがわかる。この事態の原因について、奉天商議は、「今日の暴挙は要するに軍事行動継続

(45) 奉天商業会議所編『奉天経済二十年誌』奉天商業会議所、1927 年、419 頁。

(46) 「専照単課税延期に関し莫省長からの回答来る」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B09040724900(0404 画像目) 通商ニ関スル諸証明関係雑件 / 専照単関係 (外務省外交史料館所蔵) https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B09040724900?IS_KIND=SimpleSummary&IS_STYLE=default&IS_TAG_S1=InD&IS_KEY_S1=%E5%B0%82%E7%85%A7%E7%AB%A0%E7%A8%8B%E5%BB%83%E6%AD%A2%E5%95%8F%E9%A1%8C%E3%83%8B%E9%96%A2%E3%82%B9%E3%83%AB%E6%96%B0%E8%81%9E%E8%A8%98%E4%BA%8B&（2019 年 9 月 1 日閲覧）

(47) 「改題と発行度数の変更」奉天商業会議所調査課編『奉天経済旬報』（第 1 巻第 1 号）、1926 年 12 月 5 日、1 頁。

(48) 「専照単廃止と十七日の状態」奉天商業会議所調査課編『奉天経済旬報』（第 1 巻第 6 号）、1927 年 1 月 25 日、97 頁。

(49) 奉天商工会議所編『奉天経済三十年史』奉天商工会議所、1940 年、612 頁。

(50) 「専照単廃止は無期延期」奉天商業会議所調査課編『奉天経済旬報』（第 1 巻第 7 号)、1927 年 2 月 5 日、140 頁。

(51) 「支那官憲の不当課税に関し再応建議の件」奉天商業会議所調査課編『奉天経済旬報』（第 1 巻第 13 号)、1927 年 4 月 5 日、268 頁。

の結果、省庫の財日に月に乏しきを加へ、これが補填の手段として、内は省民に飽くなき誅求を擅にして、外は国際信義を無視し、条約蹂躙の挙に出づる」と考えており、「故に国民の福利と国際親善とを図る趣旨の下に、軍事行動に起因する総ての輸送を積極的に拒絶すること刻下の喫緊事と信ず」と建議している。

(2) 排日排貨運動

1927 年 7 月から、奉天における日本商工業者は再び大きな難題に直面することになった。それは、東北で発生した、排日運動であった。

6 月下旬以降、満鉄附属地から城内への日本商品の搬入をめぐって、日中間にトラブルが激増した。例えば、6 月 23 日、藤田洋行が商品を奉天城内へ搬入しようとすると、奉天税捐徴収局に阻止された。また、奉天税捐徴収局が中国人商人が購入した日本商品を、厳重に検査するようになった[52]。奉天商議は、こうした状況は、張作霖政権が日本商品不買命令を下し、排日排貨を強制的に煽動しているために生じたのではないかと疑った[53]。

1927 年から、日本政府は、張作霖との関係維持に限界を感じていた。特に、奉天総領事館、外務省、関東軍などでは、張作霖政権を否定する気運が高まってきた。張作霖政権に反対する理由は、張作霖の行動が次第に日本の利益と相反するようになっていたためである。たとえば、張作霖は、満鉄に並行する鉄道路線（瀋海鉄道，打通線，吉海鉄道）を敷設して、満鉄の利益を脅かそうとした。日本政府は、これまで借款を与えてきた奉天省当局管轄地の財政状況を調査することで、借款の停止を仄めかした。こうして、日本政府の中では、張作霖政権と共存する意義に疑問が生じてきた。

1927 年 6 月 6 日、関東軍は「対満蒙問題に関する意見」を陸軍省に具申した。その中で、東北を中国本土から分離し、張作霖、もしくはかわりの適任者に、武力を使ってでも日本の要求を承諾させるよう、具申していた[54]。

日本は、対中国政策を決定するために、1927 年 6 月 27 日から 7 月 7 日まで、東方会議を開催した。東方会議で、奉天総領事は、「我満蒙発展を張作霖政権の好意に依り実現せむとする政策は不可なり[55]」と、張作霖政権に対する不信感を表明した。閉会時の田中義一外務大臣の訓示「対支政策要綱」には、「極東の平和を確保し、日支共栄の実を挙くること、我対支政策の根幹なりとす、而して之か実行の方法に至ては、日本の極東に於ける特殊の地位に鑑み、支那本土と満蒙とに付自ら趣を異にせざるを得ず[56]」と記されている。これは、東北を中国内地と切り離すとともに、満蒙を分離することで、中国における日本の権益の強化・拡大を目指す

(52) 「大東関税捐分局日本商品の搬入を阻止す」奉天商業会議所調査課編『奉天経済旬報』（第 1 巻第 21 号）、1927 年 6 月 25 日、444 頁。
(53) 「支那官憲の日貨不買命令」奉天商業会議所調査課編『奉天経済旬報』（第 2 巻第 5 号）、1927 年 8 月 15 日、100 頁。
(54) 白石博司「張作霖爆殺事件 -- 河本大作関東軍高級参謀の真意」『戦史研究年報』(6)、2003 年 3 月、79 頁。
(55) 「対支政策に関する各委員意見要領」外務省編『日本外交文書』（昭和期 I 第 1 部第 1 巻）外務省、1988 年、28 頁。
(56) 「東方会議「対支政策綱領」に関する訓令」外務省編『日本外交文書』（昭和期 I 第 1 部第 1 巻）外務省、1988 年、175 頁。

政策であった。

7月20日、外務大臣は張作霖政権の条約違反及び不法措置に関する対処策について、奉天総領事に指示の電報を下した。外務大臣は「此際東三省当局殊に張作霖に対し、条約違反其の他不法措置に因る諸懸案を指摘列挙し、其解決方を迫り[57]」という目的を明確にした。もし、張作霖政権が日本側の解決策を拒否すれば、「南満鉄道に依る東三省側軍事輸送を拒絶する[58]」といった強硬手段をとることができた。

7月23日、奉天総領事は奉天省長に不当課税問題に関する覚書を送付した。覚書は、奉天省当局の解決策を厳しく批判し、「現下の形勢」に深刻な反省を要求するものであった[59]。この覚書に対し、奉天省長から明確な答えが得られなかったため、奉天総領事は強い不満を表明した。

7月30日、奉天総領事は関東軍参謀長を訪ねて、関東軍の援助を求めた。8月3日、奉天総領事は関東庁長官に、「支那側の反省を現実に促すの他無く、依て、京奉線軍用列車の満鉄附属地通過一時停止方何時にても実行し得る様準備手配[60]」するよう、軍用品輸送の拒絶などの強硬な対応を電報で要請した。奉天総領事の強硬な建議は、関東長官と満鉄社長の同意も得ていた[61]。こうして、日本政府の対張作霖政策は支持から反対へ転じていった。

日本側の強硬姿勢に対し、中国国内では、8月11日に、中国側の奉天総商会の指導の下、外交後援会が組織され、日本帝国主義に対する激しい抗議デモが行われた[62]。これ以後、排日運動は、東北全域に拡大していった。

奉天側の不当課税問題と排日運動の昂揚に直面した日本政府は、強硬な態度で、張作霖政権自体を批判した。この背景には、奉天商議が、不当課税問題及び奉天総商会指導の排日運動に対し、日本政府に厳正な対処を要請していたことがあった。8月1日、奉天商議は議員会を開き、奉天省当局の不当課税に関し、以下の請願書を決議した。

> 支那官憲の行動は明かに国際信義を無視し、条約蹂躙の挙に出づるのにして、其の企図するところ、啻に不法課税の非を遂げむとするのみならず、これを以て我通商を阻止し、排日排貨を行はむとするにあり、此際政府は強硬手段方法を以て、即時支那官憲をして、

(57) 「張作霖政権の条約違反その他不法措置に関する対処策について」外務省編『日本外交文書』(昭和第1部第1巻)外務省、1988年、183頁。

(58) 同上、184頁。

(59) 「満蒙懸案解決促進に関する莫省長宛覚書送付について」外務省編『日本外交文書』(昭和第1部第1巻)外務省、1988年、189頁。

(60) 同上。

(61) 「吉田奉天総領事の方針を支持する旨の報告」外務省編『日本外交文書』(昭和第1部第1巻)外務省、1988年、204頁。

(62) 「外交後援会全省に宣伝文を配布す」奉天商業会議所調査課編『奉天経済旬報』(第2巻第5号)、1927年8月15日、102頁。

其の不法を改めしめ我商権の擁護に努められたし[63]

8 月 12 日、奉天商議は奉天側の「不穏行動」に関し、詳細な調査を行った。奉天商議は、現下の日中関係の悪化は、主に奉天省当局の責任であると考えていた。奉天商議が送った電報には、「支那官憲の対日行動は独り不当課税の徴収に止まらず、併せて排日排貨の暴挙をも敢て占拠するの実情に鑑み」、「最近更に名を○○問題に籍り奉天省儀商務総会教育総会等をして外交後援会を設立せしめ官憲の指導を秘密に附し、排日排貨と併せて罷工煽動の策を樹て之を各地に飛檄して一般に排日的空気を宣揚しつつあり[64]」とある。こうした現状認識に立って、「此際、帝国政府に於ては、故意に民論を激成して親善なる日支両国民間の平和と経済を破壊し去らむとする彼等官憲の猛省を促すため、断乎たる措置に出で一歩も彼をして乗せしむるの余地なからしめ、我商権の擁護に努められむことを切望す[65]」と、排日運動の取り締まりを求める請願書を、外務大臣及び総領事に送付した。更に、9 月、第 8 回満洲商業会議所連合会を開き、奉天の不当課税問題及び排日運動に関する具体案を検討した。同月 27 日、以下の要請書を、総理大臣・外務大臣・関東長官・北京公使・奉天領事・満鉄社長等に提出した。

支那官憲の排日排貨は極めて陰密の間に其の歩を進め、然も機の乗ずべきもあらむか、忽ち民衆に排日思想の普及宣伝に努め敢て倦まざるの状態にあり、万一我国にして、単に表面排日の平静なるを見て、裏面の恐るべき画策に注意せざる如きことあらむか、必ずや近き将来一挙に我商権を根抵より破壊され、遂に満蒙特殊地域の実を喪失するに至るべし、此際政府は東亜の形勢と其の将来とに鑑み、断乎として禍根を刈除し、鉄道に企業に通商に条約上定められたる、我正当の権利を貫徹す[66]

1927 年 9 月、奉天では排日運動が継続し、奉天総商会指導の下、「田中内閣打倒」等の標語までもが登場した[67]。不当課税問題及び排日運動の高揚に対し、奉天商議は張作霖政権に強い不満を示した。11 月、奉天商議調査課は、東北の経済状況に関する調査結果を発表した。奉天商議は、現下続出している、奉天票暴落問題、不当課税問題及び排日排貨問題など重大な

(63) 「支那官憲の不当課税と当所の対策」奉天商業会議所調査課編『奉天経済旬報』（第 2 巻第 4 号）、1927 年 8 月 5 日、84 頁。

(64) 「支那官憲の不穏行動に関し電請」奉天商業会議所調査課編『奉天経済旬報』（第 2 巻第 5 号）、1927 年 8 月 15 日、108-109 頁。

(65) 「不当課税に関する当所の要請」奉天商業会議所調査課編『奉天経済旬報』（第 2 巻第 5 号）、1927 年 8 月 15 日、110 頁。

(66) 「商議連合会と排日排貨不当課税問題」奉天商業会議所調査課編『奉天経済旬報』（第 2 巻第 10 号）、1927 年 10 月 5 日、198 頁。

(67) 「奉天における排日運動」JACA R（アジア歴史資料センター）Ref. B02030034600（0239 画像目）満蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二巻 （外務省外交史料館所蔵） https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B02030034600?IS_KIND=detail&IS_STYLE=default&IS_TAG_S1=InD&IS_KEY_S1=%E5%A5%89%E5%A4%A9%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E6%8E%92%E6%97%A5%E9%81%8B%E5%8B%95&（2019 年 9 月 1 日閲覧）

問題の根本的な原因は、張作霖政権が軍事行動を頻繁に起こしていることであると主張した。[68]
同月、奉天商議は日本政府に、次のように解決を要請した。

> 支那官憲の狂暴不当の行為は我既得権を蹂躙し、在留邦商の経済的発展を破壊せんとしつつあり。殊に不当課税問題は最も重大なる関係あるものにして、吾が商民は一月以来の交渉に今や疲労困憊の極に達す。依て此の実情を深察し速かに交渉を進め邦人の生存保証と、経済上の不当妨害一掃方を要請せり[69]

1928 年 1 月、奉天商議会頭・庵谷忱は 1927 年の経済界を顧みて、「近年来、張氏の行動により、支那官憲の無謀なる幾多の政策に祟られ、我在住商工業者は、直間接に打撃を被らないものがない状態であり」と、講話を発表し、「今後は官民一致協力して、支那官憲の反省を促し、条約無視の挙を一掃せねばならない[70]」と、奉天商工業界に協力を呼び掛けた。この後も、日中関係は悪化し続け、奉天日本人居留民の張作霖政権に対する不満はますます高まってきたのである。

小括

以上、1926 年から 1927 年にかけて、不当課税問題と排日運動を中心に、奉天商業会議所の動向を検討した。1926 年 9 月、奉天票暴落問題は一時緩和したが、10 月から、在奉日本人商人は不当課税問題にも直面することとなった。

奉天商議は不当課税問題の解決を企図し、日本政府への請願行動を繰り返した。それ以外に、奉天商議は、奉天と東北における経済情報に関する調査を行い、1927 年に日本商工業者の経営不振などの苦境を明らかにした。この調査結果は、総領事館に資料として提供された。1927 年 7 月から、東北における排日運動が高揚すると、不当課税問題・排日運動に直面した奉天商議は、1927 年に 24 回の議員会を開催し、91 件の事項を決議して、奉天省当局の「不穏行動」に対する強硬な手段を日本政府に要請した。

1927 年から、特に東方会議が開催された前後、奉天総領事館・外務省・関東軍などには、張作霖政権を否定せよとする気運が高まっていた。日本政府は、従来の政策を変更し、張作霖との協力関係を止める方向で動き始めた。これを受けて、奉天総領事館は奉天省当局に対する強硬策を主張するようになった。奉天商議も、これまで間接的な抗議にとどめていたのを止め、張作霖政権に直接圧力を加え始めた。具体的には、奉天商議は、議員会や満洲商議連合会を開催し、奉天の日本人居留民に協力を呼びかけ、奉天省当局へ圧力をかけた。この後、奉天省当局と日本の東北現地当局の対立はますます深まり、奉天在住の日本人居留民の間にも張作霖政権への不満が高まっていった。

こうして、この時期に、民間経済団体からの反張作霖の圧力と、日本政府の張作霖への態度

---

(68) 奉天商業会議所編『満洲経済調査彙纂』(第 2 集) 奉天商業会議所、1927 年、65-67 頁。
(69) 奉天商工会議所編『奉天経済三十年史』奉天商工会議所、1940 年、616 頁。
(70) 「昨年の満洲経済界を顧みて」奉天商業会議所調査課編『奉天経済旬報』(第 3 巻第 1 号)、1928 年 1 月 5 日、1-8 頁。

が、ある程度の一致を見せるようになった。

おわりに

以上、第一次世界大戦後、奉天商議を中心に、日本商工業者と日中間の紛争摩擦、奉天省当局との関係に焦点を当てて、奉天商議の活動や特徴を分析してきた。日本の東北現地当局との関係に留意しつつ、奉天商議が、改組・奉天票暴落問題・不当課税問題・排日運動にどのように対応したかをたどることで、東北における日本人商業会議所の動向を考察した。その背景には、奉天商議と奉天省当局の対抗関係があった。以下、検討の重要点を整理して、まとめておこう。

まず第 1 に、近代東北における日本人商業会議所は、民間経済団体として、在満日本人商工業者の要請や共通利益を守ることを目的として設立されたが、日本人商業会議所と日本の東北現地当局や満鉄との間には、強い繋がりがあった。

第一次世界大戦後、奉天における満鉄附属地が拡張するにつれ、総領事館・関東庁・満鉄会社・日本政府の助けを借りて、奉天商議が改組された。奉天商議の議員及び特別議員の構成から見ると、奉天の日本人商人の中で多数を占めていた中小商工業者が、奉天商議の決議や請願にあまり大きな影響力を持たず、日本国内大手企業の奉天出張所（支店）の上層部、銀行・金融業に従事する者など、特に官庁と密接な関係を持っていた商工業者が、奉天商議議員会で優位にあった。また、奉天商議の決議には、総領事の指示が一定の影響を持つ仕組みが整えられていた。

したがって、奉天における日本人商業会議所の活動実態は、大連のそれとは多少趣が異なっていたということがわかる。大連では、中小商人の意向が多分に反映されていた一方で、奉天商議では中小商人の意向はあまり反映されず、日本政府と距離の近い商人の意向が重視された。

第 2 に、奉天商議をはじめとした日本人商業会議所は、一方では、度々日本政府に張作霖政権への強硬策を要請し、他方では、現地の日本人商工業者に張作霖政権への対抗を呼びかけた。こうした日本人商業会議所の行動が、日本政府と張作霖政権の関係悪化の一因となっていった。

それと同時に、日本人商業会議所の張作霖政権に対する抗議活動の展開は、日本政府と張作霖政権との関係の変化に影響を受けていた。奉天票暴落問題と排日問題の時期には、奉天商議は日本の東北現地当局や日本政府に張作霖政権への抗議を要請したが、それは間接的なものに留まっていた。しかし、1927 年の東方会議以降、日本政府の方針が変化すると、奉天商議は、満洲商議連合会などを通じて、直接圧力を加え始めた。こうした状況を考えると、日本政府の方針は、この時期の東北の日本経済団体の動向を検討する際に、大きな規定力を持った要因として慎重に検討されねばならない。